

田島地区複合施設整備等事業 第2回入札説明書等に関する質問への回答

令和7年1月17日回答

■別添資料1 業務要求水準書に関する質問の回答

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字			
1	28	3	(3)	カ	(カ)		敷地内排水設備 マンホールトイレ	「下水道放流式」または「貯留汲取式」の選定は、任意でしょうか。 「貯留汲取式」選定の場合、貯留容量に要求水準はございますか。合わせてご教示願います。	下水道放流式(貯留型)とし、耐震化済みの下水道本管に接続する計画としてください。敷地周辺の下水道本管の耐震化の状況については、別途情報提供します。貯留容量について、要求水準はありませんが、貯留管の径はφ450としてください。 また、必要となる水源を確保するほか、上部構造については、屋外での使用に耐え、折り畳み収納可能なものとしてください。 「指定避難所等におけるマンホールトイレ整備手法の検討(川崎市PPPプラットフォーム意見交換会資料)(川崎市危機管理本部)」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(国土交通省)」、「マンホールトイレの整備・運用チェックリスト(国土交通省)」を参考としてください。
2	29	3	(3)	カ	(キ)		その他の計画 周辺道路	建設用地に面する道路に関して、「本工事に伴い汚損した側溝、舗装等の復旧は本工事費に含む」ことは勿論ですが、それ以外の部分については、「本工事外」と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	建設用地に面する道路に関して、本工事に起因するもの及び計画提案に伴うものは本工事に含みます。 なお、本工事において、建設用地に面する道路の整備は含まれておりませんが、歩道状空地の整備等、道路空間と一体的に整備を実施することが本施設の整備目的において有効であるとの提案を妨げるものではありません。

3	42	6	(3)	ウ	(ア)	i	建設期間中業務留意事項	・工事中は雨水の貯留能力を確保するとともに、工事排水の適正処理に配慮することとありますが、具体的な要求水準等ご教示願います。	具体的な要求水準はありません。なお、本事業は事業区域の面積が1,000m ² 以上の建築行為となりますので、雨水流出抑制施設技術指針に基づく協議の対象となります。同指針には工事期間中の雨水流出抑制に関する基準はありませんが、協議において指導がある場合等、工事期間中においても、雨水流出抑制についての配慮をお願いします。 また、工事排水の適正処理については、建設工事に伴う排水の規制基準を遵守してください。
4	43	6	(3)	ウ	(ウ)	b	解体・撤去業務	「交番用地内」既存基礎杭撤去・処分について、(ウ)-b 同様と考えて良いでしょうか。ご教示願います。	交番用地内は、交番建設を神奈川県が実施するため、既存杭の影響のない範囲が不明となることから、全て撤去・処分する必要があります。
5	43	6	(3)	ウ	(ウ)	c	解体・撤去業務	解体・撤去工事に伴い、表記以外の残置物(品目及び見込み数量等)をご教示願います。	原則として、残置物はありません。ただし、建築設備や建築物と一体の部分(エアコン、壁付時計、通信ケーブル、電気配線、造作棚、ブラインド等)は建築物の一部として解体・撤去工事の対象となります。 要求水準書P43(ウ)cに記載の「金庫」については、市が事前に撤去することになりましたので、要求水準書の記載を修正します。 また、川崎市による什器備品等の撤去作業後に、現地見学を追加実施することとし、入札説明書にその旨を追記するので、希望する場合は申込みをしてください。
6	43	6	(3)	ウ	(ウ)		解体・撤去業務	屋上キューピクル内のコンテナ内のPCB含有の有無の確認はどの様に考えればよろしいですか。また、含有が確認された場合の処分はどの様に考えればよろしいですか。ご教示願います。	PCB含有の確認は、川崎市が行います。含有が確認された場合の撤去処分は川崎市が行います。この場合、撤去時期が施設整備等事業契約締結の日以降となる可能性があり、必要に応じた調整及び協力をお願いします。

■別添資料1 業務要求水準書 添付資料9 諸室性能表 に関する質問の回答

No.	該当箇所						タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)	英字			
1	4	-	-	-	-	-	多目的活動・飲食スペースの什器・備品	什器備品を市民利用倉庫に保管するとしていますが、当該倉庫の棚等配置要件を考慮すると、什器備品の保管量は限定されます。他の倉庫等を活用する可能性はあるでしょうか。	「倉庫(市民利用)」の収納物品は、運営事業者等が施設運営にあたって必要な物品を収納することを想定しております。これらの物品の収納に、他の倉庫等を活用する想定はしていません。 入札参加者が想定する施設利用において倉庫が不足すると考える場合は、延床面積の制限の範囲内でこれに対応した計画をご提案ください。
2	6	-	-	-	-	-	執務室の窓口カウンターの仕様	「高さ調整が可能な窓口カウンター」とは、その天板高さが電動または手動にて可動する機構をもつ仕様と考えてよいでしょうか。	お察しのとおりです。ただし、ハイカウンターとローカウンターの双方を設置する計画とする場合は、固定式も可とします。諸室性能表の記載を修正します。
3	6	-	-	-	-	-	執務室の窓口カウンターの高さ調整範囲	本書No1の質問(見込み)を正とする場合、天板高さの可動範囲について、ご指示をお願いします。	川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル「III. 整備基準の解説 1. 建築物等に関する整備基準 18カウンター及び記載台」を参照し、ご検討ください。
4	6	-	-	-	-	-	執務室にかかる「諸室の設計の考え方」について	「災害時の影響を受けない支所職員エリア」として、「大気汚染測定室」の記載がありますが、当該居室は、今回の整備諸室に含まれるでしょうか。	誤記のため「大気汚染測定室」の記載を削除します。
5	6	-	-	-	-	-	支所倉庫の保管物	支所倉庫の保管物について、各種規定上等で保管期間等が定められる公文書・準公文書・その他の文書等は含まれるでしょうか。	含まれます。
6	8	-	-	-	-	-	建築基準法の床面積に算入する駐車場・駐輪場	建築基準法の床面積に算入する上屋を有する駐車場・駐輪場について、7頁に記載する「延べ床面積」に算入しないものと解して差支えないでしょうか。	8頁に記載する駐車場・駐輪場は屋外を想定しており、建築基準法の床面積に算入する上屋を有する駐輪場・駐車場を計画する場合には、当該床面積を7頁に記載する「延べ面積」及び要求水準書11頁に記載する本施設の「延床面積」に算入してください。 なお、入札説明書等で言う「延床面積」は、建築基準法の「延床面積」を指します。法令等の扱いに従って適切に算定してください。

7	8	-	-	-	-	-	外部から直接屋上へ上れる外階段	本施設の規模で、延床面積が1,800以上2,000m ² 未満とすること、とあります。当該階段の外階段は床面積に算定しない屋外階段として取り扱つてよろしいでしょうか？	外階段を建築基準法の床面積に算入する必要がない形状の屋外階段として計画することは、差し支えありません。
---	---	---	---	---	---	---	-----------------	--	---

■別添資料3 様式集 に関する質問の回答

No.	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	●	(●)	カナ	(カナ)			
1						外観パース・内観パース	A3判横使いで、外観パースは1点、内観パースは3点、をそれぞれ1枚作成することでよろしいでしょうか？	お察しのとおりです。